国民年金からのお知らせ

問高崎年金事務所(☎027－322－4299)

■「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

－年末調整・確定申告まで大切に保管してください－

国民年金保険料(以下、保険料)を納付した国民年金被保険者宛てに、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下、証明書)が下記のスケジュールで送付されます。届いたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

証明書に記載されていない分は、納付したときの領収証書などで補完できます。

なお、証明書はe-Taxで利用できる電子版も交付しています(要事前登録)。郵送より早く受け取ることができ、簡単に確定申告できるので、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができ、郵送されなくなります。

対象者	送付方法	送付時期
令和8年1月1日から同年9月30日までの間に保険料を納付した人	電子送付	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
令和8年10月1日から同年12月31日までの間に保険料を納付した人(上記の対象者除く)	電子送付	令和9年1月下旬
	郵送	令和9年2月上旬

社会保険料控除証明書

※家族の保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送付された控除証明書を添付し、申告してください

※証明書の照会は、はがきに記載されている電話番号または年金事務所にお問い合わせください

■ 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

日本年金機構は厚生労働省と協力し、毎年11月を「ねんきん月間」として、国民の皆さんに公的年金制度に理解を深めていただくための取り組みを行っています。また、11月30日は、自分の年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考える「年金の日」です。「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでも年金記録の確認や年金見込み額の試算をすることができます。マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出などの電子申請もできます。ねんきんネットの利用登録やねんきん月間の取り組みについては、日本年金機構HPをご確認ください。

ねんきんネット

■ 自宅で年金記録が探せます

「ねんきんネット」の持ち主不明記録検索機能から、過去の年金記録を見つけることで年金が増える可能性があります。氏名、生年月日、性別のみで検索可能です。転職が多い、姓(名字)が変わったことがある、名前の読み方がいくつかあるという人は、ぜひ確認してみてください。

持ち主不明記録とは、平成8年12月までに年金制度に加入していた人の年金記録のうち、基礎年金番号に結びついていないものです。旧姓だった頃、若い頃、短い雇用期間など、本人が気づかないまま、持ち主不明記録となっているケースがあります。持ち主不明記録の8割以上は現在70代以上の人の記録です。亡くなった人の年金記録が見つかった場合、ご遺族が未払い分の年金を受け取れる場合があります。